

## 新型コロナ対策について

### 1. 持続化給付金（経済産業省）

昨年 2019 年 1 月から 12 月の各月売上高と本年同月の売上高が 50%以上下  
回った場合、法人 200 万円、個人 100 万円限度を限度として給付される。法  
人は医療法人等、個人事業はフリーランスを含む幅広い業種に適用されます。


#### 申請要領等（速報版）の公表

---

本日 4 月 27 日（月曜日）、持続化給付金の申請要領等の速報版を公表しまし  
た。申請の受付は、まだ開始しておらず、補正予算が成立した翌日から開始す  
ることを予定していますが、速報版にて給付金の申請手続の詳細をご確認の  
上、申請の準備を進めてください。なお、補正予算の成立後速やかに、申請要  
領等の確定版を中小企業庁ホームページ等で公表する予定です。

持続化給付金に関するお知らせ

中小企業庁ホームページ

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 

添付書類      法人 法人番号、確定申告書控え、減収を示す帳簿  
                  個人 本人確認書類、2019 確定申告書控え、減収を示す帳簿

## **2. 雇用調整助成金（厚生労働省・ハローワーク）**

**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。**

**令和2年4月1日から6月30日までの休業等に適用されます。**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000623230.pdf>

## **3. 感染拡大防止協力金（東京都）**

**都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止、営業時間の短縮に全面的に協力**

**した中小企業事業主に給付。一事業所50万円（二事業所以上は100万円）**

**受付期間 令和2年4月22日から6月15日まで 税理士など専門家の事前**

**チェックが望ましい。**

## **4. テレワークワークコース（働き方改革推進金。厚生労働省）**

**新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事**

**業主。補助率1/2(上限100万円)**

**申請期限 令和2年5月29日**